

議 長 日程第10「議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について。
次のとおり松田町創生推進拠点施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町創生推進拠点施設。所在地、松田町松田惣領321番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、NPO法人アシガラパートナーズ。代表者 理事長 ミヨシ・タク。所在地、松田町松田惣領地321番地1。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理の指定について御説明をさせていただきます。

初めに、本件につきましては、法第244条の2第3項の規定により指定管理者として指定するため、議会に提案するものでございます。

まず、本指定管理者制度のですね、対象施設の名称につきましては、松田町創生推進拠点施設でございます。所在地につきましては、松田町松田惣領321番地の1となります。

指定管理者の名称につきましては、NPO法人アシガラパートナーズ。代表者は、理事長 ミヨシ・タク様。その所在地につきましては、施設と同じ、同様となります。

次に、指定管理者の指定期間でございます。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

この指定管理者制度の導入の本来の目的につきましては、公の施設の管理運営に民間の技術や経営能力等を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減

を図ることにあります。そこで、本事業につきましては、松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、募集によらない指定管理者の候補者の選定とするもので、本施設の設置条例において、町長等は公の施設の性格、また規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業の効果が期待できると判断するときに、いわゆる募集、公募の規定にかかわらず、その団体等を指定管理者の候補者として選定することができるという規定をされております。この本施設につきましては、地域住民による利用が主となっており、現指定管理者においてはこれまでの5年間、様々な民間の技術やノウハウにより進めてきた実績と、この現指定管理者が自走し、利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供を行っていただき、町からの指定管理委託料もなく、実質町への負担金は令和3年度から708万円の納付があり、町の新たな財源になっているというところでございます。

またですね、町民ニーズに対応するために、積極的に県の補助金を活用し、屋上スペース等の有効活用にも自主的に取り組んでいるところでございます。

そして、本施設ですね、管理運営につきましては、令和元年の4月から指定管理者制度をですね、導入し、同法人を指定しており、引き続き指定することが町にとっても設置目的に沿った取組が推進されるとともに、今後もですね、本町の人口減少抑制に向けて、当該施設を拠点とする事業展開が重要であり、これまで培ってきた施設の管理運営のノウハウや地域の活性化に資する事業などの企画提案が期待され、当該施設の一体的な管理運営等が可能と判断するためにですね、令和5年の10月20日付で募集によらない選定方針と町としてさせていただいたところでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、参考資料の1でございます。本件につきましては、令和元年の4月よりですね、町が指定管理者として指定したNPO法人アシガラパートナーズ様より松田町長に11月15日付で提出された指定管理者選定申込書となります。

次に、1枚おめくりいただき、松田町創生推進拠点施設、通称ですね、スプ

ラボの管理そして運営事業計画書が併せて提出されたので、概要のみ説明をさせていただきます。

1つ目のですね、①の団体の概要でございます。こちらにつきましては、団体名、所在地、代表者は先ほど御説明したとおりになります。

設立年月日でございますが、2017年（平成29年）、当初はですね、松田活性化協会でしたが、2020年（令和2年）からですね、名称をNPO法人アシガラパートナーズに改称しておるところでございます。

事業内容につきましては、地域経済の活性化等に向けた調査あるいは研究やイベントの企画及びその開催、そして人材育成に資する取組など4つの事項を掲げて計画となっております。

2つ目の②につきましては、指定管理者としてのですね、基本姿勢でございます。本施設の設置目的、町の条例に規定されている新たな魅力ある松田町を目指し、女性の雇用創出や創業支援、また生活支援など、さらにですね、地域の情報発信を通じた地域振興、そして地域経済の活性化により地方創生を促進することとなっております。

次にですね、2ページ目から3ページ目にわたりますが、3つ目の③でございます。今後の指定管理期間、5年間でのですね、指針を計画上掲げております。これまでのスプラポの運営を通して、レンタルスペースやコワーキングスペースの利用者の定着もですね、高まっており、健康増進事業や女性活躍に向けた様々なイベント、また子育て世帯支援事業など、コミュニティー活動も活発化する中でですね、財政状況も健全化をし、令和3年度からはテナント入居事業者の家賃等の収入及び利用者からの利用収入にて施設の管理運営が可能となり、町への負担金についても708万円を納めていただいております。

しかしながらですね、女性にとって魅力的な町の実現に欠かせない女性を取り巻く課題の解決に向けた取組がですね、なかなか進んでいない状況でございますので、今後5年間に向けて持続可能な財政運営を堅持し、施設の管理運営に当たると同時に、拠点施設を中心とした様々な事業、またコミュニティー活

動を支え、地域経済や雇用の促進、そして女性活躍推進事業等3つの指針を掲げて取り組むこととしております。

そして、指針の1つ目でございますが、目標を3つ掲げてございます。コワーキングスペースの有効活用や新たなイベントの企画・誘致、そして新たな地域事業の創出というところに取り組むこととなっております。

次に、3ページ目の指針の2になります。こちらはですね、女性チャレンジの支援ということになります。こちらもコワーキングスペースにおける新たな有効活用や、女性主体の支援事業を実施する計画となっております。

そして、4ページ目のですね、指針の3でございます。社会課題としての団体運営サポートや、課題解決力を支える取組となっております。こちらはですね、子供たちの貧困、また不登校などNPO法人団体と連携をした様々な展開を実施する計画となっております。

続きまして、5ページ目の4つ目のですね、④業務実施計画でございます。こちらは令和6年度から10年度までの入居率や、前に説明した指針の6つの目標がございます。この事業等の目標数値を掲げて取り組むこととしております。この目標数値につきましては、町のですね、総合計画と地方創生総合戦略等に掲げている目標数値等を参考にして、町と協議をして設定したものでございます。

なお、令和5年の10月現在におきましては、テナント入居状況については満室となっている状況でございます。

次に、5つ目のですね、⑤につきましては、今後5年間の収支計画です。法人としてはですね、健全な安定的、健全で安定的な財務体制を維持し、販売管理費等のですね、を見直して行い、町の負担額を維持及び増額できるように節減を図っていくこととなっております。家賃収入におきましては、満室を目指していきますが、これまでの退去実績を含めてですね、入居率を90%で算定をしているところでございます。また、子育て支援センター等、町運営施設における光熱水費等の負担金収入につきましては、令和4年度決算を基本として算出をしているところでございます。

そして、支出のほうにつきましては、町への負担金、これは令和3年、4年度の決算同額の708万円で見込んでいます。なお、販売管理費でございますが、下の段の表のとおり、施設管理費や光熱水費などによる経費となっております。そして、イベント等の雑費等でございますが、こちらは出店するためのキッチンカーの出店料、また中庭のイベントの使用料や自動販売機の売上等によるものとなっております。

次に、8ページでございます。⑥については、スプラポの管理体制、運営体制になります。施設の管理運営につきましては、住民サービスの向上及び経費縮減等を目的に、町行政を含めて毎月ですね、1回の定例会を行っております。またですね、臨時的な案件が発生した場合同様につきましては、緊急会議を実施するなど、引き続き情報発信、情報共有を含めて取り組むこととしております。また、町指定管理者選定要綱がございます。これに基づき、拠点施設が常に利用者及び来館者に快適に利用ができるように、指定管理者の負担により施設の管理運営を行うための施設管理計画の作成及びその見直しを定期的を実施する計画となっております。

そして、特に建物ですね、保守あるいは点検、定期的な法令点検などについては確実にいき、安全管理体制につきましては施設管理者として防災マニュアル及び避難誘導計画の作成はもちろんのこと、見直し等も実施していく計画となっております。

さらにですね、衛生管理体制につきましては、日常の清掃、また定期清掃の実施を引き続きいき、拠点施設全体の管理者として敷地内及び施設全体の管理、警備も併せて進め、常に安心・安全で清潔な施設環境を保っていく計画となっております。

そのほかですね、このスプラポの来場者ですね、移住希望者等に対しては、地域情報や町の魅力の発信と現地の案内なども引き続き実施していくこととなっております。

続きまして、次ページですね、参考資料の2でございます。こちらにつきましては、本申請を受けてですね、11月の17日付で松田町指定管理者選定委員

会委員長宛てに担当室長から松田町の公の施設に係る指定管理者の候補者の選定依頼を行ったものでございます。

なお、先ほど説明したとおり、条例規定に基づき、3つ目の応募方法につきましては、条例第5条第1項により募集以外によるものとなっております。

最後に、次ページ、参考資料の3でございます。本年11月24日にですね、指定管理者選定委員会が開催され、これを受けてですね、松田町指定管理者選定委員会委員長より松田町長宛てに11月の27日付でNPO法人アシガラパートナーズ様1者に対し、委員会審査結果及び指定管理者の候補者として指定することが決定した旨、報告した書類でございます。

なお、選定委員会から3件の附帯意見がございましたので、その意見を含めて町長に報告したところでございます。

以上、議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について、説明を終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。このですね、松田惣領321番地の1、これは県からですね、町のほうがですね、払い下げを受けた土地だということで、たしか2用途がですね、限られていまして、それらは10年間の期間がですね、その期限だということだと承知をしています。その満了日がいつになるのか、最初にですね、お伺いをしたいと思います。

参事兼政策推進課長 まず、この件につきましては、施設をですね、平成28年に購入をしております。神奈川県のほうがらしてますので、令和8年度までが10年間の期間となっております。以上です。

9 番 井 上 令和8年度ということで、これがですね、期間が令和6年からですね、令和6年度からということで、その時点でですね、ここで令和6年4月1日から5年間の指定管理者の指定をする、募集をした、指定をしたということですが、けれども、そこでこの土地のですね、有効活用等に含めてこれをそのまま5年間というふうに指定管理を決めた理由を教えてくださいと思います。

参事兼政策推進課長 この5年間に決めた理由につきましては、町としてですね、町民サービスの町民ニーズ、いろんな声を聞きながらですね、あと今後の町としてこの施設をどのようにしていくかというものも踏まえまして、総体的に判断をした上で5年間としております。当初はですね、10年後についてという話もございました。そのときはですね、その管理の状況を見ながら次の施設の活用方法についても検討していくということもございましたので、今回の5年間の第1期の指定管理を含めましてですね、今後の必要性について5年間と、町として定めたものでございます。以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。その中でですね、ここで平成…令和8年までということで、これだと令和11年までですよ。そこの論議をされたということですか。それとも、それは特にあえてしなかったと。どういうふうにこの土地の有効活用を図っていくかということは、全然もう念頭にはなかったということでしょうか。

参事兼政策推進課長 今回の指定管理の期間につきまして、この土地のですね、今後の有効活用については、先にですね、議論はしておりません。町としては、指定管理者に5年間という協議はしました。その中で、引き続き町民サービスには5年間必要だということを方針決定をしたので、5年間とさせていただきました。以上です。

9 番 井 上 分かりました。

議 長 ほかには質疑。

10番 南 雲 指針の3のところに、NPO法人さんの支援をされていくということで載っています。レイさんですね。それで、これは具体的には事務業の、事務業務支援とか、子供支援やシングルマザー支援に注力できる環境づくりを支援しますということで、令和6年度の目標として、レイさんの経営指針、支援に取り組むとございますけれども、私も一般質問でフードバンク厚木さんをちょっと視察させていただいたときに、やっぱり場所がね、なかなか大変だということで、運営していくのに。それで1回駄目になったけど、たまたま無償でね、ビルを貸してくださる方がいて、でもそこも老朽化しているので、いつまでもつか分

からないということで、ちょっとそれが困り事と伺ったんですけど。将来的にはこの場所とかの支援とかも考えていただけるのか伺います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、子育ての…のレイさん、こちらはですね、秦野市さん、中井町さんで幅広く展開をしている事業者さんでございます。この団体の方がですね、過去、女性活躍ということで、平成28年に進めた中のメンバーとして入っていたところもあります。そうした中で、法人さんのほうがですね、今も連携をしながらですね、幅広い形で展開をしていくということがございますので、今、コワーキングスペースがいろいろあるんですけども、そういったところも協議をしながら使っている状況もあるので、今後はですね、その場所も含めてですね、協議をしながら町の子育て支援の活性化に向けて取り組んでいるということになっておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議 長 よろしいですか。そのほかの質疑はございませんか。

質疑がないようでしたら、討論に移って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第60号松田町創生拠点推進施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。